# 「行政不服審査会条例(案)」に対する 意見募集の結果と市の考え方

## 平成28年2月 江別市総務部総務課

### ■意見の募集結果

募集期間	平成27年12月21日(月) から 平成28年1月19日(火) まで
提 出 者 数	1名
提 出 件 数	5件

### ■意見の反映状況

区分	内容	件数
Α	意見を受けて案に反映するもの	1
В	案に意見の趣旨が同様のものと考えられるもの	
С	案に反映していないが、今後の参考等とするもの	1
D	案に反映しないもの	2
Е	その他の意見	1
		5

#### ※特記事項

パブリックコメントの内容については、提出者の意見をできるだけ正確に表すため、人物を特定できるような固有名詞やご意見 以外の記述を除き、可能な限り原文のとおり掲載しております。

## ■いただいたご意見の内容等(提出いただきましたご意見は、できるかぎり原文のとおり掲載しております。)

連番	意見の内容	市の考え方	区分
1	・公正性の向上、点検の強化のため、職員のうち処分に関与	・審理員の権限や審理員が行う審理手続などについて	D
	しない者が審理員として両者の主張を公正に審理すること	は、行政不服審査法に定められていることから、条例	
	は(法第9条)、裁決について第三者機関が点検(法第43条)	に規定がなくても審理員の役割を適切に確保できるも	
	すること以上に行政への信頼をたかめるために重要なこと	のと考えておりますので、条例に規定しないこととし	
	なので、条例で規定することを求めます。	ております。	
	・そのため、条例名も「行政不服審査条例」としてください。	・行政不服審査法では、第三者機関の設置に関する事	Α
	・この観点から審理員の名簿を作成し、それを公表するよう	項のほかに、審理手続において提出された証拠書類等	
	(法第 17 条) 求めます。	の複写手数料について条例で定めることとされてお	
		り、また、罰則についても定める予定ですので、ご意	
		見のような条例名がより適切であると考えられますの	
		で、参考にさせていただきます。	
		・審査請求に係る処分に関与している者などは審理員	С
		に指名できないことから、審査請求の内容により、そ	
		の都度、審理員を指名する予定です。	
2	江別市において、行政処分を不服として審査請求する件数	審理員は、審査請求人と処分庁の両者の主張を公正	D
	は年に1件あるかないかとのことですが、市民は突然審査請	に審理しますが、処分に対する審査請求があってはじ	
	求するのではなく、前段階として、必ず処分庁に苦情、提案	めて指名されるものです。	
	など交渉を行っているものです。従来は、処分庁だけのタテ	ご意見のとおり審査請求以前に円満に解決できるこ	
	割りの組織だけで対応していたものを、審理員もこの段階か	とが、市民、処分庁双方にとって望ましいと考えてお	
	ら参画出来るよう検討してください。	りますので、今後とも十分意見を聴き、より分かりや	
	市民はもともと円満に解決を求めているのですから、審査	すく丁寧な説明に努めてまいります。	
	請求以前に行政庁から納得出来る結論が得られることは歓		
	迎されるものと思います。		

3	行政不服審査法が全部改正されたことに併せ、行政手続法	4
	と「公文書等の管理に関する法律」(H21 年法第 66 号) の一	
	部も改正されています。これを受けて、行政手続条例の一部	
	改正は昨年3月に行われていますが、「公文書管理条例」は、	
	江別市においては、法制定以来6年も経過した現在も未制定	
	のまま放置されています。同法第1条(目的)には疑問の余	
	地がありませんので、この機会に「公文書管理条例」の制定	
	を求めます。	

参考意見	上	キャ	てい	1+-	だき	ます	
罗勺心儿	_	בי יבי	$\sim$	· / _	<i></i>	O 7	0

Ε